

平成 21 年 11 月 16 日
施設検討小委員会とりまとめ

福祉センターの今後の取扱いについて

- 1 福祉センターは、昭和 40 年代以降の船舶の大型化等に伴う船員の航海中の精神的緊張感の高まり等を背景として、豊かな自然環境の中で、次の航海に備えるための精神的、肉体的負担の解消を図ることができるよう、休養、運動等が総合的に行える福祉施設として、昭和 46 年の神戸を皮切りに利用が開始され、現在、全国で 4 か所のセンターの設置・運営が行われている。
- 2 平成 19 年 9 月に設置された本小委員会では、船員保険福祉施設の整理合理化のあり方について精力的に検討を行い、福祉センターについては、
 - ① 平成 20 年 11 月の時点では、「今後の船員利用状況の改善状況等を踏まえた判断が必要であるため、平成 22 年 1 月以降、経過観察施設として存続が必要な施設に分類」の上、「経過観察期間終了までの間に存続施設又は廃止施設へ分類する」とともに、「平成 21 年 12 月末までの間も、出来るだけ存続施設又は廃止施設への分類を検討する必要がある」とされ、
 - ② 平成 21 年 6 月の時点では、「存続施設又は廃止施設への分類を終えるべく、精力的に検討を進める」とされたところ。
- 3 その後も引き続き本小委員会での検討を重ねてきたが、これまでの議論等を総合的に考慮し、今後、次の方針で取り扱うこととする。
 - (1) 経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後 2 年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、収支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。
なお、経過観察期間は最長 3 年間であることを踏まえ、遅くとも平成 24 年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を図り、平成 24 年中に国有財産処理のために必要とされる諸手続きを完了する。

- (2) 存続施設については、引受先における経営改善努力を前提として、新船員保険制度において、安定的な運営のために必要な支援措置を行うものとし、船員保険協議会において支援措置の具体的な内容について十分に協議の上、全国健康保険協会が実施する。ただし、この場合の支援措置は、保養所等を含む存続施設全体として、現状の規模を超えないものとする。
 - (3) 新船員保険制度の保健事業及び福祉事業全般の今後のあり方については、新制度の保険者である全国健康保険協会において、平成22年1月以降、船員保険関係者の意見を聞きながら、幅広い観点からの検討を行う。
- 4 平成22年1月以降、譲渡、売却等の手続きが行われるまでの間、経過観察施設としての福祉センターの運営が適切に継続されるよう、国有財産の有償貸借により運営の継続を図ることを前提として、今後、有償貸借先選定等の手続きを迅速に進めることとする。

(以上)